

スタートアップオーディション inYOKOSUKA 実施支援業務委託仕様書

1. 目的

横須賀市においては、人口減少・少子高齢化が他自治体よりも進行しており、加えて世界情勢の不安定化により物価上昇が続いているほか、コロナ禍を契機に社会全体のデジタル化が大きく進んだことによって、事業者を取り巻く環境は加速度的に変化しており、より厳しさを増しているといえます。

そうした中で、市内の経済を活性化させていくには、新規性の高いビジネスの実行により、新しい風を吹かせることが必要不可欠であると考えています。

本オーディションは市内外の事業者によって提案される革新的な新規事業を、評価・認定し、行政も含めた関係機関がバックアップする環境を整えることで、ビジネスプランを実行する場として横須賀市が選ばれること、市内事業者の新事業へのチャレンジのきっかけとなることを目指し、市内経済の活力向上につなげていくことを目的としています。

2. 本オーディションの特徴

- (1) ビジネスアイデアコンテストではなく、「独創的な新規事業の実施」を求めるオーディションであること
- (2) 市内での事業所設置及び事業実施の確認を奨励金支払いの条件としていること
- (3) 新規事業の実施を条件とするからには、市も入賞事業の支援をすること
- (4) 入賞した事業の実施期間はオーディションを実施する当該年度及び翌年度2月末までとすること

入賞した事業者への伴走支援期間はオーディションを実施する当該年度を含め3年度とすること

3. 受託事業者を求めること

- (1) 応募者のサポーターとしての立場で事業を実施すること
- (2) 事業を広く周知し、質の高い応募者を多く集めること
- (3) ビジネスにかかる深い知見及び市内外の豊富な人脈をもって、入賞者の事業成長に助力すること
- (4) 公平な審査を実施すること
- (5) 事業者が応募したくなるような、オーディションの価値向上につながる企画を実施すること

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市と受

託事業者の双方合意のうえ、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。

5. 委託内容

(1) 事業周知

- ア 新規の協賛企業発掘など、事業の周知や応募者増に寄与すること
- イ チラシは必ず作成するものとし、PDF データ及び A4 または A3 両面カラー1 枚で 4,000 枚印刷し、市あて 3,000 枚送付し、残り 1,000 枚は受託事業者が周知のために活用すること

(2) ビジネスプランの募集、事前書類審査及び一次審査

- ア 応募用フォームの作成
- イ 審査員の委嘱
 - 審査員の依頼について、従前の審査員への依頼等で市が委託事業者からの相談に応じ、紹介することもできる
 - また、正式に決定する前に市の承認を得ること
- ウ 応募書類の受付、管理及び市との共有
 - 受付とは応募書類を単に受け取るだけでなく、記入方法への問い合わせ対応や書類不備を確認し再提出の案内をするなども含む
 - 管理とは申し込み順に附番し、PDF 化することを含む
- エ 事前書類審査の実施及び結果の通知
 - 審査員によらない受託事業者による事前書類審査を応募者多数 (30 件を超える) 場合のみ実施することができるものとする
 - 事前書類審査を実施する場合には、その基準を明確にすること
- オ 一次審査の実施及び結果の通知
 - 審査要項、採点表の作成
 - 審査員への書類送付及び回収、集計業務、審査員及び市へ審査結果の共有
 - 応募者への結果通知及び最終審査へ進めなかった方へ講評のフィードバック

(3) 最終審査会（表彰式）

- ア 最終審査に向けた事業のブラッシュアップ、プレゼンテーションの確認及びアドバイス
- イ 最終審査会の開催、審査、表彰の実施
- ウ 最終審査会に続けて行う、ファイナリスト・審査員・共催、後援、協賛企業など来場者の交流会の実施
- エ 最終審査会の撮影及び撮影データの関係者への共有

(4) 入賞者に対する奨励金支払い条件の提示

別紙①を参考に、評価されているポイントと実施すべき事業の詳細、2 (4) 記載の事業実施期限までの事業実施スケジュールを奨励金支払い条件として、市と協議した上で入賞者に示し、示したものを市に提出すること

(5) 当該年度入賞者の事業実施確認

当該年度入賞者が当該年度の2月末日までに事業を実施した場合は、入賞者にそのエビデンスを提出させ、実施したとみなせる旨の報告を市に行うこと

(6) 前年度入賞者の事業実施確認

前年度に作成された支払い条件を元にヒアリングを行い、2月末日までに事業実施の有無について、入賞者にそのエビデンスを提出させ、実施したとみなせるかの確認を行い、結果報告を市に行うこと

(7) 令和5年度以降の当オーディション入賞者に対する伴走支援

ア 市職員と協力し、年1回以上ヒアリングを行い、専門知識を活かしたアドバイスや他の事業者との連携など、支援を行うこと

イ 入賞事業者数は、令和5年度：4事業者 令和6年度：4事業者だが、事業者が希望しない場合は実施しないこと

ウ 入賞者の要望や状況に応じて、市職員と連絡を密にとること

6. 事業スケジュール (予定)

実施項目	開始日（もしくは実施日）	終了日
実施要領・応募様式作成	受託事業者決定後速やかに	
チラシ・ウェブ等作成	受託事業者決定後速やかに	令和7年5月31日
審査員の決定	受託事業者決定後速やかに	
応募フォーム作成	チラシ等作成後	令和7年6月30日
事業周知期間	令和7年6月1日	令和7年10月上旬
募集期間	令和7年7月1日	令和7年8月中旬
書類選考（随意）	令和7年8月中旬	
1次選考	令和7年8月下旬	令和7年9月上旬
ファイナリスト発表	令和7年9月上旬	
ファイナリストの事業ブラッシュアップ	令和7年9月上旬	令和7年10月上旬
最終審査会	令和7年10月上旬	
入賞者の伴走支援		令和8年3月31日

入賞事業の実施確認		令和8年3月31日
-----------	--	-----------

7. 守秘義務

本業務の遂行に際して知り得た個人の情報や個人や企業の事業内容、市の秘密にあたる情報は、何人にも漏らさないこと。また、本事業終了後も同様とする。

8. その他

(1) 本委託事業について、以下については市が行うこととする。

ア 入賞者に対する奨励金の支出にかかること

※本事業の賞金（奨励金）は総額 300 万円を予定しているが、この額は委託料に含まない。

イ 協賛事業者から提供される企業賞の収受及び受賞事業者へ提供にかかること

ウ 共催、後援団体、協賛事業者への協力依頼や事務連絡など

(2) 最終審査会の実施及び準備について、受付・来場者の案内・会場レイアウト変更など人手を要するものについては、市より 6-8 名程度派遣可能なので、協議の上実施すること。

(3) 本業務に関する打合せを必要に応じて、市及び市が指定する関係機関と行うこと

(4) 本事業を実施するにあたり要する経費（チラシのデザイン・印刷費、配送料や会場使用料、会場の装飾にかかること、審査員や司会者への謝礼・飲食の提供、委託事業者の交通費など）は、すべて受託事業者が負担すること

(5) 会場について

参考として横須賀市内で貸会議室がある公共施設の例をあげる。

市の主催事業で利用するため、料金区分は「市内」を参照のこと

あくまでも例示であり、最終審査会の会場について以下に限定するものではない。

- ・ヴェルク横須賀

<https://www.werk-yokosuka.com/>

- ・横須賀市産業交流プラザ

<https://www.s-seiun.co.jp/shisetsu/sanpla/>

- ・生涯学習センター

<https://manabikan.net/facilities.html>

(6) 別紙②に記載の備品については、従前の事業で使用していたものであり、本事業の

ために市から無償で受託事業者に貸与することができる。

ただし、当該備品に瑕疵または欠陥があった場合、市はその使用に伴う責任を負わず、また代替品の提供は行わないものとする。

- (7) 審査員による一次審査及び最終審査の評価について、受託事業者及び市はコントロールしないこと

審査員は、受託事業者に所属する者や市長を含めた市の特別職及び職員には委嘱しないこと

- (8) 本事業の実施にあたり、昨年度使用した審査要項、応募書類等の様式については、引き続き使用することもできる。

公開している令和6年度の様式等は別紙③のとおりである。

審査要項や司会者の読み原稿など非公開の資料については、受託事業者が決定し、契約締結後に参考として共有するものとする。

- (9) 本事業のブラッシュアップ等のため、応募者や最終審査会来場者に対し、適宜アンケートを実施すること

- (10) 事業終了後に市に対し、アンケート内容を含めた実施報告を行うこと

- (11) 著作権等の取扱い

① 受託事業者が本業務により新たに製作した制作物の著作権は、受託事業者が従前から著作権を有していた著作物を除き、市に帰属するものとする。また、市は当該制作物を自由に二次利用できるものとし、製作者は市に対して著作者人格権を行使しないものとする。

② 受託事業者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託事業者が負うものとする

③ 業務の遂行に当たり、第三者（市及び受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権にかかる適切な処理を行うこと

- (12) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合、または重大な問題が生じたときは、速やかに市に連絡し、指示に従うこと

- (13) 受託事業者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議し決定すること